

認知症介護基礎研修に関するよくある質問（埼玉県庁作成）

令和8年2月1日作成

資格要件・人員基準について

よくある質問	答え
1 受講義務付けの対象となるサービスについて	訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く全てのサービスが対象となります。
2 「医療・福祉関係の資格」とは、具体的にどのような資格を指しますか？	【例】看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修過程修了者、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師 等
3 「柔道整復師」の資格をもっている。義務づけの対象外となりますか？	義務づけの対象外となります。 受講は必須ではありません。
4 「社会福祉主事（任用資格）」の資格をもっている。義務づけの対象外となりますか？	義務づけの対象です。他に「医療・福祉関係の資格」をお持ちでない場合、受講は必須となります。ただし、履修科目によっては対象外となることがあります。
5 「福祉用具専門員」の資格を持っています。義務づけの対象外となりますか？	義務づけの対象外となります。 受講は必須ではありません。
6 「認知症介助士」「認知症ケア専門士」の資格を持っています。義務づけの対象外となりますか？	義務づけの対象です。他に「医療・福祉関係の資格」をお持ちでない場合、受講は必須となります。
7 養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講しましたが、介護福祉士資格は持っていません。義務づけの対象外となりますか？	養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外として差し支えありません。なお、福祉系高校の卒業者については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えありません。

よくある質問		答え
8	認知症介護実践者研修を終了しています。義務づけの対象外となりますか？	認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の介護等に係る研修を終了した方については、義務づけの対象外です。受講は必須ではありません。
9	認知症サポート等養成講座を修了しています。義務づけの対象となりますか？	認知症サポーター等養成講座を修了していても、義務づけの対象です。他に「医療・福祉関係の資格」をお持ちでない場合、受講は必須となります。
10	人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に関わる可能性がない者についても、義務づけの対象となりますか？	人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務づけの対象外です。受講は必須ではありません。 一方で、義務づけの趣旨を踏まえ、人員配置基準上、従業員の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わらない者であっても、当該研修を受講することを妨げるものではありませんので、受講について積極的にご判断下さい。
11	外国人介護職員についても、受講が義務づけられますか？	EPA 介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格に関わらず、義務づけの対象です。
12	海外の福祉系大学を卒業していますが、受講が義務づけられますか。	義務づけの対象です。他に「医療・福祉関係の資格」をお持ちでない場合、受講は必須となります。
13	新しく採用した職員の義務づけの取扱について教えてください。	新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者で、医療・福祉関係資格を有さない者に対する当該義務づけの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられています。 (例) 令和7年10月1日→令和8年9月31日までの猶予期間